

報告第3号

専決処分について報告の件（その2）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成21年3月26日提出

芽室町長 宮西 義憲

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 76,556円
- 2 損害賠償の相手方

平成21年2月26日

専決処分

説 明

平成21年1月31日（土）午前10時40分頃、美生ダムから取水している用水の水圧低下による状況確認のために担当職員を同行させるため、公用車（帯広56・190）で道道芽室東4条帯広線を西から東に走行中、東7条本通との交差点にて、停車中であつた■■■■氏の車に衝突し、リアバンパー等を損傷させたものであります。

